

「第二次財政再建推進プラン」の実施を中止し、都民施策の充実を求める意見書

都民の暮らしと営業は長期の不況と政府が進める国民負担増政策により、かつてない多大な困難を抱えている。国は三位一体改革により憲法で保障された生存権、基本的人権を守るための責任を放棄しようとしており、それに呼応して東京都が突然補助金をカットすることは、どこからも補てんがなされないために市財政だけでなく、その他のさまざまなサービスにまで多大な影響を及ぼしている。都民生活の防波堤の役割を果たすべき東京都が、その役割を投げ捨てて、福祉や教育、中小企業などの施策を後退させていることは重大な問題である。とりわけ、東京都が進めている「第二次財政再建推進プラン」は、「都財政を取り巻く社会経済情勢は依然として厳しい」、「これまで行ってきた財政再建の上に、さらに一步踏み込んだ改革」が必要などとして、「施策の見直し」によって1,200億円の財源を確保するとしている。

その中心的内容は、都民に欠かせない「私学助成」、「都立福祉施設」を初め、区市町村などを通じて事業化されている各種の補助金について「長期継続」、「高率」、「少額」などの理由をつけて、「事業の廃止、休止を含め聖域のない見直し」を行うことを求めるものになっている。

既に東京都は、「財政再建推進プラン」（1999年）に基づいて、シルバーパスの全面有料化や老人医療費助成の段階的廃止、民間社会福祉施設職員給与公私格差是正事業の見直しなど、それまで東京の福祉の向上に、大きな役割を果たしてきた福祉施策を相次いで切り捨て、後退させ、都民に「痛み」を押しつけてきた。

この上、新たなプランに基づく、さらなる施策の廃止、削減が行われることになれば、都民の暮らしと営業は取り返しのつかない打撃を受けることになることは明らかである。

今年度、来年度の東京都の財政は、大幅に都税の収入が伸びることが見込まれており、都民施策の削減による財源確保によらずとも、必要な財源を確保することは可能である。

よって、本市議会は、東京都に対し、東京都が「住民の福祉の増進」という地方自治法が定める自治体本来の精神に立ち返り「第二次財政再建推進プラン」の実施を中止し、都民施策の充実に努めるよう強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年12月22日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男